

茅ヶ崎市地震対策用街頭消火器設置等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民等が震災時に火災の延焼拡大を防ぐため、初期消火に使用することを目的として、市が街頭に設置する消火器（以下「街頭消火器」という。）の設置及び維持管理に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭消火器 粉末消火器で、薬剤質量3.0キログラム以上の消火器をいう。
- (2) 格納箱 街頭消火器本体を格納し、環境の変化から保護するための箱をいう。
- (3) クラスタ地域 「平成20年 地震による地域危険度測定調査報告」に示す、延焼被害が起きた場合、運命を共にする建物群が存在する地域をいう。
- (4) 市街地 消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第2条第1号に規定する市街地をいう。

(設置基準)

第3条 街頭消火器は、次の各号の地域に応じた距離を目安に、道路に面し視認性が良好で、道路の通行に支障をきたさない場所に設置するものとする。ただし、住宅の密集状況、地形、道路や線路等の状況を考慮し、消防署長（以下「署長」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) クラスタ地域 80メートル四方に1基
- (2) 市街地 100メートル四方に1基
- (3) 市街地以外の地域 200メートル四方に1基

(街頭消火器の新設)

第4条 街頭消火器を新たに設置しようとするときは、設置する土地及び施設の使用について、当該所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(街頭消火器の点検及び報告)

第5条 街頭消火器の機能を保守するため、次のとおり点検するものとする。

- (1) 定期点検 年間2回（上期・下期）
- (2) 臨時点検 署長が必要と認めるとき。

2 前項に規定する点検実施者は、点検結果を署長に報告しなければならない。

(街頭消火器の維持管理)

第6条 街頭消火器が破損し、盗難され、又はいたずら等されていることを確認した者は、署長に通報するものとする。

(損害賠償)

第7条 街頭消火器を損傷し、又は滅失した者は、署長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、署長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(地震対策用街頭消火器設置取扱要綱の廃止)

- 2 地震対策用街頭消火器設置取扱要綱(平成6年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際茅ヶ崎市開発指導要綱を廃止する要綱(平成16年茅ヶ崎市告示第97号)附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされている開発事業に伴い設置された街頭消火器については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている帳票は、必要な調整を加えて、なお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。